

2025 全鉄評発第 17 号

2025 年 11 月 20 日

国土交通大臣認定工場

代表者様

株式会社全国鉄骨評価機構

代表取締役社長 高野昭市

[公印省略]

品質管理体制の維持に関する定期報告の実施と性能評価の失効について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は性能評価事業に対し格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、管理技術者等の変更届については、昨年 10 月に届出様式を改め、1 ヶ月以内に提出するよう周知徹底を図ってきましたが、届出期限が守られないことや、変更内容を確認する際、管理技術者等が配置されていない状態（空白期間）が判明することがありました。

管理技術者等の空白は、大臣認定の前提となる性能評価基準を満たさないため、大臣認定の取消しにつながる大きな問題です。

このような状況を評価機関が把握できていないことについて国土交通省から改善が求められ、その対処方法について協議を重ねた結果、管理技術者等に空白が生じた場合、性能評価を失効させることができることとし、その場合、大臣認定が取り消されることとなるよう約款等を再改正することになりました。また、空白が生じないよう適切な管理を促すことを目的として、評価機関が認定工場に対し、管理技術者等の状況を定期的に報告するよう求めることになりました。

つきましては、下記 2 点の運用を 2026 年 4 月 1 日より開始しますので、ご対応下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 性能評価の失効について

性能評価業務約款細則第 17 条第 1 項（「別添 1」参照）に基づき、次に該当する場合、性能評価の失効（大臣認定の取消し）の対象となりますので、国土交通省に報告します。

- ①品質管理体制等に変更があり、評価を受けたグレードに適合しなくなったにも関わらず性能評価の申請を怠ったとき
- ②届出・報告を怠り、督促にも応じないとき
- ③虚偽の届出・報告があったとき
- ④その他、虚偽申請による大臣認定の取得や重大な不正が発覚したとき

2. 定期報告の実施について

品質管理体制（管理技術者等）を確認するための報告を、「別添 2（認定工場の品質管理体制等に関する定期報告について）」に基づき実施します。

以上

株式会社全国鉄骨評価機構 性能評価業務約款細則

(2025 年 10 月 7 日改正、一部抜粋)

(認定工場の継続等)

第 13 条 機構が交付した性能評価書を添付し国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場（以下「認定工場」という。）は次のいずれかの一に該当するにいたった場合は、規程第 6 条に定める性能評価用申請図書を提出し、評価を受けなければならない。(い)

- (1) 業務約款第 2 条第 8 項に定める評価有効期限経過後も認定工場の継続をしようとするとき (ろ)
- (2) 認定工場は認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等性能評価の内容に変更を生じ、認定を受けた評価の区分に適合しなくなったとき
- (3) 認定を受けた工場を移転したとき。

なお、同一敷地内での移設又は増設は、第 14 条の規定による。(は)

(認定工場の変更事項の届出等)

第 14 条 国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場は、次のいずれかに該当するに至った場合、特段の事由がある場合を除き 1 カ月以内にその旨を機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出なければならない。また、認定工場が乙からこれらに関する報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。(に) (ほ)

- (1) 認定工場の認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等認定の内容に変更があったとき
 - (2) 認定工場の事業主が代わったとき
 - (3) 認定工場が吸収合併、分離独立又は譲渡されたとき
 - (4) 認定工場を廃止又は認定に係わる事業を停止したとき
- 2 社長は、前項の届出があった場合、規程第 16 条に定める性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により認定工場に通知しなければならない。なお、前項第 3 号については計画時の届出がなされた場合、国土交通省と協議の上、本項に準じた取り扱いを行うことができる。(ろ) (ほ)
- (1) 改めて性能評価が必要か否か
 - (2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか
- 3 社長は、前項の審議にあたり、届出書類の事実確認等の調査が必要であると認めた場合、工場の実施状況の確認等必要な調査を当該工場へ通知のうえ実施し、届出書類に調査報告書を添付し、性能評価運営委員会に提出しなければならない。
- 4 社長は、第 1 項の事実発生にも係わらず届出がないことが判明したとき、及び、問題提起等により認定工場の適合性に疑義が生じた場合、当該工場に通知のうえ事実確認の調査を行わせることができる。調査の結果、認定書（別添を含む）の記載内容と異なる事実が判明した場合は、第 2 項によるものとする。

- 5 第1項の届出工場及び第4項に該当する工場は、第3項及び第4項に定める調査に協力しなければならない。性能評価運営委員会は、当該認定工場の協力がなく事実確認できない時は、改めて性能評価が必要な工場とみなす。
- 6 第2項及び第4項の規定により改善の実施が求められた工場は、通知書発行日から1カ月以内に、改善の実施を行い、改善報告書を機構に提出しなければならない。
- 7 第2項、第4項及び第5項の規定により改めて性能評価が必要となった工場は、通知書発行日から1カ月以内に性能評価の申請をしなければならない。
- 8 第1項の1号の品質管理体制等の変更の場合、乙は、変更事項の届出に記載された資格者の有効性などの記載内容の正誤について資格発行団体などに確認することができる。この場合、乙は個人情報などの守秘義務を厳守しなければならない。甲は変更の届出に記された個人に、予めその旨の了解を得ておかなければならない。(は)

(性能評価の失効)

第17条 社長は、認定工場が次のいずれかの一に該当するに至った場合には、国土交通省と協議の上、性能評価を失効させることができる。(は)

- (1) 第13条第2号及び第3号の規定に該当したにも係わらず性能評価の申請を怠ったとき (は)
 - (2) 第14条第1項に定める届出及び報告を怠り、督促にも応じなかったとき (は)
 - (3) 第14条第1項に定める届出及び報告に虚偽の記載があったとき (は)
 - (4) 第14条第6項及び第15条第2項により改善要求の通知を受け、督促にも応じなかったとき (は)
 - (5) 第14条第7項及び第15条第2項により改めて性能評価の申請が必要と通知を受け、督促にも応じなかったとき (は)
 - (6) 第15条第4項に定める工場実態調査に協力しなかったとき
 - (7) 認定工場が、資格証、雇用確認書類等の改ざん・偽造等による虚偽の申請書類により性能評価を受け大臣認定を取得したとき (は)
 - (8) 認定工場が、検査結果の改ざん・偽造等、品質管理において重大な不正を行っていたことが発覚したとき (は) (は)
- 2 社長は、前項の規定により認定工場についての性能評価が失効した場合には、第16条第1項の規定により公表している認定工場名簿から削除するとともに、当該工場についての性能評価が失効した旨を公表することができる。(は) (は)

(附 則) (は)

改正後の細則は、令和8年4月1日より実施する。

2025 年 10 月 7 日
株式会社全国鉄骨評価機構

認定工場の品質管理体制等に関する定期報告について

性能評価業務約款の改正により、第 14 条（認定工場の変更事項の届出等）第 1 項に「報告」を求める条文を追加したことから、その運用を以下の通り定め、定期的に行うこととする。

1. 定期報告の目的等

認定工場は、品質管理体制等に変更があった場合、1 ヶ月以内に届出なければならないことが性能評価業務約款細則（以下、「約款細則」という。）に定められている。

しかしながら、これまで、届出の提出期限が守られないことがあり、その理由の一つに、評価基準に定める資格を保有した管理技術者等が一時的に不在（空白）となっている場合がある。この場合は、性能評価基準を満たしておらず、性能評価が有効ではないと判断される。

定期報告は、認定工場に定期的に品質管理体制の報告を求めることにより、品質管理体制の重要性を認識してもらい、変更届の提出徹底と、管理技術者等の空白状態が生じないよう認定工場としての適切な管理を促すことを目的としている。

2. 定期報告の概要

（1）対象工場

全鉄評が評価した大臣認定工場を対象とする。

（2）実施時期

年 1 回、8 月に行う。

（3）報告内容

管理技術者等の氏名・資格情報等とする。

- ・管理技術者等は、品質管理責任者、管理技術者、管理責任者、及び溶接技能者
- ・氏名・資格情報等は、氏名、生年月日、雇用保険被保険者番号・保険取得日、資格名・認定番号・初回取得年月日・有効期限

（4）報告方法 （システム構築中）

Web 上に自社の評価情報が掲載された「マイページ」を通じて全鉄評に直接報告する。
なお、変更がない場合でも「変更なし」として報告する。

3. 定期報告に関する運用方法

（1）報告期限

- ・認定工場の「マイページ」管理責任者にメールで報告を要請する。（8 月）
- ・認定工場は要請メールを受けてから、原則 2 週間以内に報告する。
- ・報告がない場合は督促し、督促してから 2 週間を超えて報告がない場合は、約款細則に基づき、国土交通省にその旨を報告する。

(2) 管理技術者等の空白が生じた場合

- ・約款細則第 17 条（性能評価の失効）に基づき、性能評価の失効について国土交通省と協議する。なお、報告がない工場及び報告に虚偽があった場合も失効の対象となる。
- ・国土交通省との協議の結果、性能評価の失効が決定した工場は、全鉄評に評価取下げ申請、及び国土交通大臣に評価機関経由で認定取下げ申請をそれぞれ行う。
- ・全鉄評はホームページの認定工場名簿から当該工場の記録を削除する。また、内容によっては失効した旨を評価機関のホームページ上で公表することができる。
- ・認定取消となった工場は、国土交通省のホームページに掲載されている認定工場名簿に示される。
- ・過去の空白が判明した（報告時点は空白でない）工場は、性能評価有効期間の残存の有無にかかわらず、速やかに性能評価の申請を行い、改めて性能評価及び大臣認定を受ける。

4. 定期報告の実施時期

2026 年度（2026 年 4 月 1 日）から実施する。

（なお、実施するまでの間に前項の(2)に該当する工場があった場合は、都度、国土交通省と協議し、同様の対応を当該工場に要請する。）

以上